

## 令和8年度第1回権利擁護専門部会

1 日時 令和8年7月21日(火) 午前10時から正午まで

2 会場 千葉県庁中庁舎10階大会議室

3 出席者

(1)委員(20名中16名出席)

蒲田委員〈部会長〉 五十嵐委員 植野委員 串田委員 樽林委員  
小林委員 今野委員 佐久間委員 白井委員 露崎委員 鶴岡委員  
成田委員 村山委員 山邊委員 吉井委員 吉留委員

(2)県

障害者福祉推進課:葛見課長、兼子共生社会推進室長

障害福祉事業課:上野課長、大関副課長 他

4 議題

1 開 会

2 議 題

(1)部会長・副部会長の選任について

(2)第八次千葉県障害者計画の進捗状況について

(3) 第九次千葉県障害者計画の骨子案について

(4) 障害者虐待通報等の状況について

(5) 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施について

(6) 地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

(7) 障害者差別に関する相談の受付状況について

(8) その他

3 閉 会

## 議題(1)部会長・副部会長の選任について

### 【白井委員】

昨年度まで部会長、副部会長を務めていただいた蒲田委員、澁澤委員におかれましては、権利擁護専門部会を大変円滑に、運営していただいたため、本年度も引き続き、部会長は蒲田委員に、副部会長は澁澤委員にお願いしたい。

(異議なし)

蒲田委員 承諾

### 【事務局】

澁澤委員は、本日欠席のため、後日事務局から意向を確認し、了承が得られたら、副部会長に就任いただくという形としたい。

## 議題(2)第八次千葉県障害者計画の進捗状況について

### 【五十嵐委員】

数値目標 3-1「共生社会という考え方を知っている県民の割合」が令和 4 年度 38.2%から令和 7 年度 31%へ低下している。障害者条例に基づく周知回数が多い中で、なぜ割合が下がるのか。統計の取り方(同一回答者ではない等)も含め、実態をどう捉えているか。周知をしても認知の割合が下がるのであれば、忘却を防ぎ理解を定着させる工夫が必要である。

### 【事務局】

数値目標 3-1「共生社会という考え方を知っている県民の割合」の低下については、毎年同一の回答者ではないための揺れに加え、「なんとなく知っている」層が設問により「知らない」と回答する影響が考えられる。低下の事実を重く受け止め、障害者条例等の周知を継続・強化し理解の定着を図りたい。

【露崎委員】

障害者条例に基づく周知活動の具体的な内容は何か。「共生社会」という用語の認知にとどまらず意味の理解に至っているのかが重要ではないか。

また、周知活動の方法について、小学校での車椅子体験等のイベントは周知回数に含まれるのか。車椅子ユーザーではない教師が小学校で誤った使い方を教える事例があるため、車いすユーザー等の当事者を同行させて、実体験に基づく指導を行う必要があるのではないか。

【事務局】

周知活動は、広域専門指導員が各団体・機関に出向き差別解消の仕組み等を説明する取組が中心である。イベント等も周知回数に含めるが、回数としては相談員等による説明が多い。「共生社会という考え方を知っている県民の割合」は、設問が「共生社会」という概念一般を問うため、障害者条例で行う周知との間で差が出る面もある。周知活動においては、当事者参画を促し、研修の安全性・実効性を高める工夫を進める。

【植野委員】

障害当事者が周知・啓発に参加する際には、手話通訳や移動支援など支援者が必要だが、依頼側がその配慮や費用を見落としていることがある。

当事者参加には支援者が不可欠であるという認識を広く周知するべき。

【事務局】

当事者参加に伴う手話通訳や移動支援などの必要性に関する理解不足が見られるため、支援が必要である旨の説明・周知を行い、当事者が参加しやすい環境整備を促したい。

議題(3)第九次千葉県障害者計画の骨子案について

【白井委員】

骨子案 8-(3)-(3)「地域における権利擁護体制の構築」について、虐待防止の啓発や早期発見・対応に加えて、福祉事業所に対する指導監査の実効性も強化するべきだと思う。監査の間隔が開く中での体制変化に対応するため、介入権限の適切な行使を検討いただきたい。

【山邊委員】

骨子案 8-(5)-(5) IT サポートセンターの利用者数目標は、地域別の数値を把握し、都市部と房総地域等の地域格差を可視化して全体の底上げにつなげてほしい。

【植野委員】

手話施策推進法成立を踏まえ、従来の意思疎通支援(総合支援法における自治体裁量)との整合を図る必要がある。手話通訳者等の養成だけでなく派遣体制や自治体要綱のバリア等の地域格差がある。法の理念に沿った横の連携の構築や、包括的施策を検討いただきたい。

【小林委員】

骨子案 8-(1)-(1)「障害のある人への理解の促進」が最重要ではないか。理解が広がることで他の具体的な取組も浸透していくと思われる。共生社会という考え方を知っている県民の割合が下がる中、障害者条例と障害者差別解消法との関係をわかりやすく伝えるなど、アンケート設計の見直しも必要ではないか。周知の回数が目標を超えていても、チラシ等を配布したのみでは効果が見えない。内容の質を高め、効果の出ない取組は見直すべき。私共も含め障害者関係の団体が開催しているイベント等と連携する等、相談があれば協力する。

【事務局】

周知活動は、広域専門指導員により行っており、令和 7 年度は約 3,000 件となっている。

ご指摘のとおり、周知の内容や方法について、効率的かつ効果的な周知ができるよう検討してまいりたい。

アンケートの項目は経年変化を追う意味で変更しづらい面もあるが、周知の実施内容の質向上に取り組みたい。

【吉井委員】

骨子案の数値目標は、設置や策定の量的達成から、効果の有無や課題の分析へ踏み込むべきではないか。地域協議会や職員対応要領も、実施後の質的效果から課題の把握・分析があってこそ今後の方策が定まってくる。県において、市町村の現状や課題を吸い上げ、質的課題へ軸足を移した方が良い。

【村山委員】

第九次計画の骨子案にこれまで部会で出た意見を反映してほしい。特に「福祉教育」は研修修了者数だけでなく、研修内容と活動実績について、毎年の成果を可視化し、教育委員会や社会福祉協議会との連携で多様な障害理解を進めてほしい。また、千葉県として福祉教育をどうしていくのかを記載してほしい。

権利擁護体制の構築について、成年後見制度の法改正等を踏まえ、地域福祉計画等を踏まえた地域づくりの要となる計画を策定し、内容について検討いただきたい。

【鶴岡委員】

障害者差別解消支援地域協議会の開催回数目標について、イメージはあるか。

地域間における実施回数の格差があると思うが、目標の達成において地域差が隠されないようにしていただきたい。また、第九次計画では、開催内容を県で集約し活性化につなげていけるか。

【事務局】

障害者差別解消支援地域協議会の開催回数目標について、現時点では具体的なイメージを固められていない。

市町村の実施を見ながら、開催回数の少ないところについても留意しながら情報の収集・共有について、検討したい。

【露崎委員】

人材育成について、手話通訳者等については、意思疎通支援事業として養成研修が行われている。手話通訳者等と同様に、車いすユーザーの支援者についても障害者計画に位置付け、人材育成をしてほしい。また、車椅子の利用に係る周知活動等に当事者を参加させ、より正確な周知を行ってほしい。

【事務局】

障害福祉サービスについて、例えば地域生活支援事業というものがある。任意事業となるが、市町村が実情に合わせて行うメニューがあるため、ニーズがあれば、財源等を踏まえて検討が必要と認識している。

【露崎委員】

「任意」では実施されない懸念がある。

【事務局】

「任意」とは、全国一律の基準で行う必須事業と異なり、地域の実情に応じて実施基準を定めて実施する事業という趣旨である。ニーズが高い領域には投資が必要との認識で、市町村と調整する。

【露崎委員】

地域における格差は大きい。都市部以外でも現地を見て実態を把握し、机上の議論のみで終わらせないようにしていただきたい。

【事務局】

ご指摘のとおり、現地把握の機会を有効に活用し、交通事情等も踏まえニーズの収集に努めたい。

#### 議題(4)障害者虐待通報等の状況について

【五十嵐委員】

虐待の認定案件について、発生から通報までどの程度時間が経過しているのか教えていただきたい。通報までの期間が長いと虐待が重篤化するためスピード感が大事だと思う。

また、通報者の傾向はどうか。虐待への対応について、迅速性を確保する観点で通報者の傾向も重要と考える。

発生から通報までの時間や背景のクロス集計等により特徴が見えるのではないか。

【事務局】

おっしゃるとおり、事案の発生から通報までの時間を要すると重篤化する。しかし、通報者の傾向は施設従事者や一般の方等まちまちであるため、発生から通報までの時間については統計を取っていない。

【露崎委員】

施設内の虐待防止には、職員の「気づき力」と「行動力」を高め、職場内で懸念を率直に議論・相談できる環境づくりが要である。抽象的な倫理論だけでなく、髪を引っ張る等の具体的に禁止すべき行為を明確に示し、現場の判断に迷いが生じない研修内容とすべき。

【事務局】

ご懸念のとりの課題があり、法改正の動きも踏まえて追跡調査を実施する予定である。通報のスピードは、気づいてから実際に通報するまで時間を要するケースもあると認識している。引き続き実態把握と改善に向けた取組を進める。

議題(5)障害者虐待防止・権利擁護研修の実施について

【佐久間委員】

パワハラ・セクハラ等も社会問題となっているが、施設内の虐待防止の観点からも、職場のハラスメント防止は重要課題となっている。「自分の施設は大丈夫」と思っている職場などは、意識が低く虐待のリスクが高いことから、重点的な研修が必要である。

先日、「学校・保育所・医療機関・一般向けの虐待防止研修」の収録を行ったので、部会委員にも案内してほしい。

議題(6)地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

【植野委員】

市町村対応要領の策定にあたり、消防・教育委員会等の関係部局まで含めて整備・周知されているか。

地域協議会の構成員に民生委員という言葉がないが、どう考えているか。

構成員一覧で知的障害当事者が「0」となっている。障害者条例策定時の当事者・支援者参画の考え方を踏まえ、当事者参画をどう確保しているのか。

【事務局】

対応要領の策定状況は市町村単位で把握しており、消防や教育委員会等の部局ごとに策定しているかは今回の調査範囲外のため、今後の課題としたい。

構成員の詳細は自治体により回答のばらつきがある可能性があり、民生委員等の参画状況も含めて更に精査する。

知的障害当事者の参画が「0」となっている。当事者参画の重要性を踏まえ、実態の再確認を検討する。

議題(7)障害者差別に関する相談の受付状況について

【植野委員】

圏域別の周知活動件数に差がある理由は何か。特定圏域で件数が多い背景や、訪問や資料配布など取組内容によるカウントの差をどう見ているか。

【事務局】

件数が多い圏域は、広域専門指導員が積極的に訪問・周知していることが背景にある。飲食店等の商品・サービス分野など相談の多い分野を重点的に回っているため、移動負担が比較的少ない地域で件数が伸びる傾向がある。

研修実施もチラシ等による周知も1件としてカウントしており、手法の違いによる件数差は生じうる。引き続き実効性を意識した周知を進める。

議題(8)その他

意見等なし。